



NEWS CLIP

気になるニュースをピックアップ!

「年収の壁」支援強化パッケージが実施されています

厚生労働省は、年金制度改正が予定されている令和7年度までの措置として、「年収の壁」の支援強化パッケージを実施しています。従業員数が101人*以上の企業等で働く短時間労働者などで、時間外手当や通勤手当、賞与などを除いた年収が106万円(月8.8万円)以上となる場合や、従業員数が100人以下の企業でも手当等を含む年収が130万円を超えた場合は、扶養を外れて社会保険に加入することになります。この結果、新たに社会保険料を負担すること

になり、手取り収入の減少を避けるために労働時間の調整を行う問題が指摘されています。

「106万円の壁」には、賃上げや労働時間の延長、手取り収入が減少した分の手当てを支給するなどした場合、国は事業主に対して労働者1人当たり最大50万円の助成を行います。また、「130万円の壁」対策では、年収が130万円を超えても、人手不足による残業の発生など一時的な収入変動を事業主が証明すれば、最大2年間は扶養に入ることができます。

*令和6年10月より51人以上となります。

次期年金制度改正に向けた議論が進められています

厚生労働省は、年金制度改正に向けた議論を進めています。公的年金制度については、年金財政の健康診断といわれる「財政検証」を5年に一度行いますが、次の財政検証は令和6年に予定されており、この結果を踏まえて年金制度を見直します。

公的年金では、被用者保険のさらなる適用拡大や多様化する働き方に対応した制度などについて検討されています。パートタイムなど短時間で働く第3号被保険者で問題とされている「年収の壁」について

も議論されており、負担や給付についての公平性や、保険料免除を行っても免除期間が終了すれば新たな壁が生じる点、負担と給付のバランスの観点から生じる年金財政への影響などの課題があり、厚労省は、検討を進める上で必要となる論点を示しています。

企業年金を含む私的年金についても、企業型確定拠出年金(DC)や個人型確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額の見直しや、拠出・運用・給付の各段階における税負担の在り方などについて検討されています。

年金関係の手続きが便利になっています

令和6年分の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」からスマートフォンやパソコンで電子申請ができるようになりました。受給する老齢年金の額が、65歳以上で158万円以上、65歳未満で108万円以上の人を対象に日本年金機構から「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付され、期限までに提出する必要があります。この手続きがオンラインでできるようになっています。

対象は、マイナポータルからねんきんネットを利用している人で、電子申請すれば紙の申告書を郵送

する手間も切手代も不要です。

マイナポータルとねんきんネットを連携させると、扶養親族等申告書の提出のほか、各種通知書をマイナポータルで受け取ることができるほか、国民年金関連の届け出や申請が可能です。

日本年金機構は、今後もオンライン上で行えるサービスの拡充を目指しており、令和6年4月からは老齢年金請求書の電子申請がスタートする予定です。